

## 鳥取県高校生冬山登山計画審査会運営要綱

鳥取県高校生冬山登山計画審査会運営要綱の一部を次表のとおり改正する。

(別表1)

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員は、次に掲げる者のうちから鳥取県教育委員会が任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 鳥取県山岳協会代表者</li><li>(2) 冬山登山実施場所(山系)の地形等に詳しい者</li><li>(3) 鳥取県教育委員会事務局体育保健課職員</li></ul>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員は、次に掲げる者のうちから鳥取県教育委員会が任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 鳥取県山岳協会代表者</li><li>(2) 冬山登山実施場所(山系)の地形等に詳しい者</li><li>(3) <b>鳥取県警察等 山岳遭難救助技能指導員</b></li></ul>

附則

この要綱は、令和4年10月18日から施行する。